



令和 7 年 8 月 27 日

徳山下松港で「海上からの呼びかけ運動」を行います

9月は「船員労働安全衛生月間」です

国土交通省では、毎年9月を「船員労働安全衛生月間」として定め、9月1日から 9月30日までの1ヶ月間、船員災害防止協会等の関係機関と連携し集中的に、船員 の労働災害や疾病を防止する活動を行っています。

山口運輸支局においては9月1日(月)に徳山下松港内へ 停泊中の船舶に対して船員災害防止の啓発活動の一環として 「海上からの呼びかけ運動」を実施します。(別紙1)

月間の期間中には支局職員及び協会の訪船指導員が船舶を訪 問し安全衛生指導を行うほか、船員災害防止大会を開催する等、 様々な活動を計画しています。

官民一丸となって船員災害の減少に向けて活動することによ り、安全で魅力ある職場づくり・船員の確保育成につなげて参 ります。



[船員労働安全衛生月間とは]

海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進 等により船員災害の防止を図ることを目的として昭和32年度から毎年実施しています。

[令和7年度重点事項]

- ① 作業時を中心とした死傷災害防止対策
- ② 海中転落・海難による死亡災害防止対策
- ③ 漁船における死傷災害防止対策
- ④ 船舶の設備等ハード面での安全対策の推進
- ⑤ 船員の健康確保対策

- ⑦ ハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保
- ⑧ ITを活用した健康管理等の推進
- 9 その他の健康管理上の取組
- ① 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策
- ① その他の安全衛生対策

⑥ 新型コロナウイルス感染症等の感染症予防対策

※現場取材を希望される場合は、8月29日(金)15時までに下記の問合せ先に御 連絡いただくか、別紙2の取材登録票に必要事項を記載のうえ、メールにてお申 し込みください。

問合せ先:

中国運輸局 山口運輸支局 (徳山庁舎)

担当:村田·吉岡·梅田

TEL:0834-21-0180 (直通)

海上からの呼びかけ運動

令和7年度(第69回)船員労働安全衛生月間行事

1. 目 的

月間の横断幕を掲示した交通艇に関係者が乗船し、徳山下松港のうち、徳山地区及び 新南陽地区港内を巡回し、入港中の船舶の乗組員に対して月間スローガン(耳で確認 目で確認 指差し呼称で更なる安全)の周知、災害の防止、安全衛生の推進についての 呼びかけを実施する。

2. 主 催 者

船員災害防止協会中国支部徳山地区支部、山口県東部船員安全衛生協議会、 中国運輸局山口運輸支局

3. 実施日時

令和7年9月1日(月) 9:00 ~ 11:00 (9:00 旧徳山税関桟橋出航) ※報道関係者は8:45 までに旧徳山税関桟橋に集合願います。

4. 実施方法等

- (1) 徳山通船(株)の交通艇に乗船し、徳山下松港のうち徳山地区及び新南陽地区港内を巡回する。交通艇の両舷に月間の横断幕を掲示し、入港船舶の乗組員に対して 災害防止を呼び掛ける(録音放送を利用予定)。
- (2) 平野埠頭に停泊中の船舶1隻を訪船して、月間を周知するとともに、乗組員に花束贈呈及びパンフレット等の配布を行う。
- (3)巡回経路 (※ルートは当日変更する可能性あり。出発場所は変更なし)
 旧徳山税関桟橋 出港 (9:00) → (株) トクヤマ → 日新製鋼 →東ソー (平野岸壁または雑貨桟橋 1 号) 花束贈呈 (9:30~9:45) → 岩島 → お島
 → 日本精蝋株式会社トクヤマ工場 →出光興産→ 晴海埠頭 → 旧徳山税関桟橋 着 (11:00))



【集合場所】徳山港湾合同庁舎 横の桟橋 【駐車場】↓合同庁舎 来局用



取材登録票

<u>会社名:</u>		支局名	3 :
代表取材者氏名		連絡先(携带番号)
E-mail アドレス			
取材者氏名	属性 (記者、ムービー(:	カメラマン、ア	シスタント)、スチールカメラマン他)

申 込 〆 切:令和7年8月29日(金)15時

メールあて先: cgt-tokuyama-senin7@gxb.mlit.go.jp